

平成 24 年第 4 回定例会(12 月)議決結果

第4回定例会が平成 24 年 12 月 5 日から 14 日までの 10 日間の会期で開催されました。条例、補正予算など 24 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例の制定について

人・農地プランの原案を審査・決定するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例を制定するものです。

(可決 満場一致)

●芦屋町病院事業の設置等に関する条例及び芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

保険・医療・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域包括医療・ケアを効果的かつ効率的に提供するため、町立芦屋中央病院を国民健康保険診療施設として位置づけるため、芦屋町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

また、芦屋町国民健康保険条例においては、保険事業の条項において、病院設置の事業を加えるため、芦屋町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

(可決 満場一致)

●芦屋町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法の改正により、本会議における公聴会の開催や調査等の参考人について、実費弁償の対象となる地方自治法第 207 条関係者に加え、また、議会の委員会に関する条項の改正により、同条項を引用する箇所について改正が必要となったため、芦屋町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正するものです。

(可決 満場一致)

●芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法の改正により、委員の選任等について、芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するものです。

(可決 満場一致)

【予 算】

●平成 24 年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について

歳入歳出それぞれ 5,400 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝特定防衛施設周辺整備調整交付金 2,833 万円や財政調整基金繰入金 2,111 万円を増額計上しています。

歳出＝特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、区画線設置工事に 450 万円、アクア

シアンプルサイド塗装工事 992 万円等を計上しているほか、各公共施設のトイレや各小中学校の階段に手摺設置工事を予定しています。また、予防接種法改正に伴う不活性化ポリオ及び四種混合予防接種業務委託や松くい虫伐倒駆除委託業務を措置しています。

(可決 賛成多数)

●平成 24 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

補正額は2,583 万円の増額補正で、歳入では、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、他会計繰入金の増額を計上しています。歳出では、総務費、介護納付金、諸支出金、予備費の増額を計上しています。

(可決 満場一致)

●平成 24 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

補正額は 25 万円の減額補正で、内容は人件費の減額となっています。

(可決 賛成多数)

●平成 24 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第2号)について

補正額は 20 万円の増額補正で、内容は人件費の増額となっています。

(可決 満場一致)

●平成 24 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)について

収入では、電話投票及び協力場の売上増に伴う発売金 44 億 7,000 万円の増額を計上しています。支出では、発売金の増額に伴う払戻金や交付金などの開催費 40 億 5,288 万円の増額を計上しています。

(可決 満場一致)

●平成 24 年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について

平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、新病院の基本計画を策定するため、945 万円の債務負担行為をするものです。

(可決 満場一致)

●平成 24 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について

収益的収入及び支出において営業費用15万円、資本的収入及び支出において建設改良費10万円の増額を計上しています。

(可決 満場一致)

【契 約】

●**緑ヶ丘保育所外部改修工事の請負契約の締結について**

緑ヶ丘保育所の外部改修工事のため、4,516万円の請負契約を締結するものです。

(可決 満場一致)

【人 事】

●**芦屋町教育委員会委員の選任同意について**

安高吉明氏の任期満了に伴い、安高氏の再任案が提案されました。

氏 名 安高 吉明

生年月日 昭和 24 年 7 月 29 日

住 所 芦屋町大字芦屋

(同意 満場一致)

【その他】

●**福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について**

福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う事務の承継について、地方自治法施行令第 218 条の 2 の規定に基づく規約により特別の定めをするものです。

(可決 満場一致)

●**福岡県市町村災害共済基金組合の解散について**

国による災害に対する財政支援措置が充実されたため、福岡県市町村災害共済基金組合を解散するものです。

(可決 満場一致)

●**福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について**

福岡県市町村災害共済基金組合を解散することに伴う財産処分について定めるものです。

(可決 満場一致)

●**遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合同規約の変更について**

遠賀・中間地域広域行政事務組合で処理している老人福祉施設静光園に関する事務を廃止することに伴い、事務の変更及び規約の変更をするものです。

(可決 賛成多数)

●**遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について**

遠賀・中間地域広域行政事務組合で処理している老人福祉施設静光園に関する事務を廃止することに伴い、その財産処分について定めるものです。

(可決 賛成多数)

●**新たに生じた土地の確認について**

芦屋海岸において、砂の堆積によって形成された陸地の一部を、新たに生じた土地として確認するものです。

(可決 賛成多数)

●**字の区域の変更について**

芦屋海岸において新たに生じた土地を、隣接する字の区域に編入するものです。

(可決 賛成多数)

●**指定管理者の指定について**

芦屋町山鹿保育所の指定管理者を平成25年4月から引き続き、社団福祉法人清心会に指定するものです。

(可決 満場一致)

●**専決処分事項の承認について**

衆議院の解散に伴う選挙費用について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度芦屋町一般会計予算の補正を行ったものです。

(承認 満場一致)

●**芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について**

地方自治法の改正により、本会議における公聴会の開催や調査等の参考人について、規則に加えるなどの改正を行うものです。

(可決 満場一致)

●**新地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び公表を求める決議について**

現金主義に基づく公会計制度においては、現金支出以外に発生している行政コスト(減価償却費など)を把握することができないため、総務省では複式簿記の考え方を導入し、地方公共団体単体及び関係する団体の決算を連結した財務書類4表を整備し、公表するよう指導を行っています。

芦屋町においても、この制度を導入し、住民に公表するよう求めるものです。

(一部修正可決 満場一致)

【報告】

●**専決処分事項の報告について**

山鹿小学校耐震補強等工事について、請負契約の約 200 万円の増額変更を行ったことの報告が行われました。